

# 「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名 : 海津市立平田中学校

1. 事業の実施期間 指定を受けた日から令和元年12月20日

## 2. 学校の概要

|       |   |
|-------|---|
| 学校名   | 海津市立平田中学校   |
| 学級数   | 通常学級：各学年2学級、特別支援学級：1学級  |
| 児童生徒数 | 全児童数：185人（平成31年3月15日現在）   |
| URL   | <a href="http://school.city.kaizu.lg.jp/~hirata-chu/">http://school.city.kaizu.lg.jp/~hirata-chu/</a> |

## 3. 調査研究のテーマ

### (1) 調査研究のテーマ

社会科の単元「消費生活と経済」において、消費生活における必要な知識を身に付け、正しい判断のもとに行動できる生徒を育成するための学習指導の工夫。

### (2) 調査研究のテーマを設定した背景

本校の教育は、「自分で考えて行動する力を付ける」を重点とし、自分で考えたり自分で行動したりする場を位置付け、よいと判断して行動したことを価値付けてきた。特に社会科においては、社会における様々な事象について根拠を明らかにして、自分の考えをもち、公正に判断することのできる生徒の育成をめざしている。

社会生活に目を向けてみると、人々の生活スタイルや価値観も多様化しており、悪質商法による被害、インターネットによる購入やサービスの利用によるトラブルも増加し、大きな社会問題となっている。本校において、インターネットが利用できる情報通信機器（パソコン、スマートフォン、ゲーム機など）の所持率は99%と高いが、家庭でインターネットの使い方について話し合ったことがある生徒は、63%と低く、トラブルに巻き込まれる可能性は高い状況にある。しかし、さまざまなトラブルについて、自分とは関係のない出来事と捉えている生徒は少なくない。

このような現状から、消費者として、本当に必要なものをどのような方法で購入するのか、また、トラブルが起きた時にどのような対応が必要なのかを、自分で判断して行動できる生徒を育成したいと考えテーマを設定した。

## 4. 調査研究の内容等

### (1) 調査研究の内容・実施日程

「消費生活と経済」に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、消費生活での実践につなげる題材の工夫と学習展開の工夫。

| 時期    | 内容                             | 備考              |
|-------|--------------------------------|-----------------|
| 5月20日 | 第1回研究推進会議<br>・授業構想及び質問紙等の協議・検討 | 研究推進委員<br>参加者7名 |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 6月25日  | 第2回研究推進会議<br>・授業案の検討                       | 研究推進委員<br>参加者7名                               |
| 10月25日 | 消費生活に関わる質問紙による意識調査の実施。                     |   |
| 11月1日  | 単元「消費生活と経済」の実施（～11月21日）                    | 教材（DVD）使用<br>学習プリント<br>35部×2クラス×<br>10時間 750部 |
| 11月5日  | 消費者教育講演会（全校生徒対象）<br>「アキラボーイとタヌキくんのデジタルショー」 | 全校生徒181名<br>参加<br>配付資料等300部                   |
| 11月21日 | 平田中学校研究発表会（海津市指定）<br>社会科授業の公開              |   |
| 12月2日  | 消費生活に関わる質問紙による意識調査の実施。                     |   |
| 12月9日  | 第3回研究推進会議<br>研究の成果とまとめ                     | 研究推進委員<br>参加者7名                               |

### 調査研究の成果と課題

#### ① 成果

- ・講演会や授業実践を通して、消費者としての自覚や関心のなかった生徒が、自分自身の消費生活に関心をもつことができ、一人の消費者として自覚をもって生活しようとする意欲を高めることができた。
- ・授業においては、成人年齢が引き下げられることによる消費に関わる制度の変化（保護者の同意なしで契約可能など）を提示したことにより、今後の消費に関わる自分自身の行動について、具体的に考えることができた。

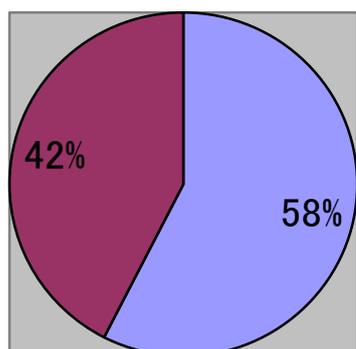
消費生活に関わるアンケートより 【対象 3年生 58名】

1 消費者教育という言葉聞いたことがありますか。（10月調査）

「ある」 1名 「ない」 58名

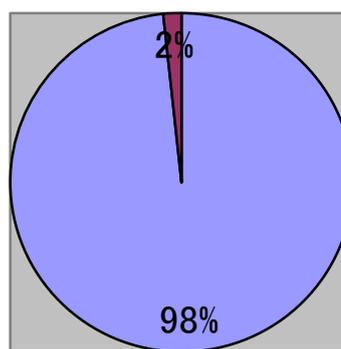
2 消費者としての自覚はありますか。

10月調査



■ある ■ない

12月調査



■ある ■ない

3 消費者教育に関心がありますか。 (12月調査)

「ある」 53名 「ない」 5名

\* 「ある」の理由

- ・消費者教育を初めて知って、これからの自分の生活にとっても大切なことを学べたから。
- ・消費者として、今後、どのようにお金を使用していくのかが分かったから。
- ・消費生活に関わることを、もっと知りたいと思ったから。

\* 「ない」の理由

- ・消費者として実感が、今はあまりないから。
- ・トラブルに巻き込まれるなど、自分に関わることはないと思うから。

4 消費者教育を通じてどんなことを学びましたか。 (12月調査)

- ・商品を購入する際には、本当にほしいものか、自分の収入に見合ったものなのかをよく考え、判断すること。
- ・消費者として、売り手の意図を考えることや、何か起きたときには、すぐに相談することが大切である。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられると、消費者としての自覚がより求められること。
- ・契約をするときや契約をした後のことなど、消費者を守る法律や制度があること。

② 課題

- ・情報通信機器による消費行動や悪質商法等の被害も急速に多様化しており、授業における学習のみではなく、自ら正しい情報をつかみ、正しい判断をしていくことの大切さを啓発し続けること。
- ・授業においては、具体的なトラブルの事例や裁判事例などを提示し、自分事として考えることができるようにすること。